

婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」と
みなし控除を適用するように求める意見書

子どもを扶養している婚姻歴のない母子家庭の母には、所得税法の定める「寡婦控除」は適用されません。税法上の「寡婦」とは、過去に法律婚をしたことのあるものと定義されているからです。これによって算定された所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の算定のための基準とされる結果、同じ母子家庭でありながら婚姻歴のない母子家庭の母は、婚姻歴のある母子家庭と比較して課税所得が高く設定されてしまいます。そのため、婚姻歴のない母は、母子世帯の中でも特に所得水準が低い傾向にあるにもかかわらず、さらに大きな不利益を受けています。

よって、国及び政府におかれましては、税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴の有無、男女に関わらず、税法上の「寡婦」として控除を適用するように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月20日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
総務大臣	様